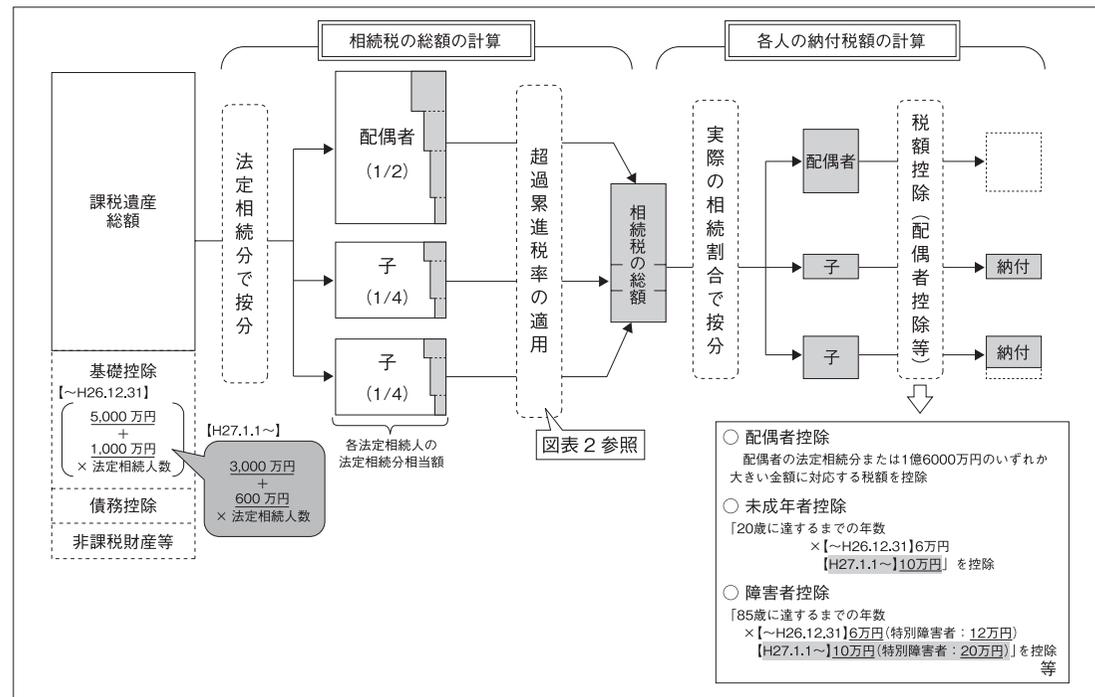


増税直前のいま押さえておきたい

# 相続税増税がお客様に与える影響とアドバイスのポイント

いよいよ平成27年1月から、相続税が改正される。それに伴い、これまで相続対策を行っていたお客様には追加の対策が、今後相続税がかかることになるお客様には新たに対策が必要となる。そこで本特別企画では、相続税等の改正内容を改めて押さえたうえで、営業店での準備・アプローチのポイントや、お客様別のアドバイスのポイントを解説する。

図表1 相続税の計算方法



財務省資料を基に作成

図表2 相続税の税率

課税価格	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	10%	-
1,000万円超3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超3億円以下			45%	2,700万円
3億円超6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

図表3 相続税の基礎控除の改正の影響

法定相続人の数	現行	改正後	増減額
1人	6,000万円	3,600万円	2,400万円
2人	7,000万円	4,200万円	2,800万円
3人	8,000万円	4,800万円	3,200万円
4人	9,000万円	5,400万円	3,600万円

二次相続の場合には配偶者の税額軽減の適用がないことから、改正に伴う増税分がそのまま納税額に直結してしまうのだ。

一方、財産額5億円のBさんの場合はどうか(図表5)。Bさんは配偶者に先立たれたため、Bさんが亡くなった場合の法定相続人は長男と長女の2人。基礎控除額の引下げと税率構造の見直しで、改正後は適用される税率が40%から45%へと一段階上がってしまう。

人は妻と長男、長女と仮定)を考えてみる(図表4)。平成26年12月31日までにAさんが死亡した場合は、財産額は基礎控除額5,000万円+(1,000万円×3人)=8,000万円の範囲内であるため、相続税の納税はもとより、申告義務も生じない。しかし、平成27年1月1日以降にAさんが死亡した場合には、基

礎控除額は3,000万円+(6,000万円×3人)=4,800万円となるため、課税遺産総額は8,000万円-4,800万円=3,200万円となる。配偶者の税額軽減の適用を受けると納付する相続税額は大きく減少するが、この場合にも申告義務は生じるので注意が必要である。基礎控除の引下げにより、これまでは相続税の申告が必要なかった家族も、改正後は申告が必要になることになる。

平 成26年も残すところ、あとわずか。来年1月1日以後に開始する相続については、相続税の改正の影響を受けることになる。ご承知の読者も多いと思うが、いま一度改正の内容を確認しておきたい。今回の改正では、①税率構造の見直し、②基礎控除額の引下げ、③税率構造の見直しについて、図表2の速算表のとおり、改正により1億超の税率が細分化され、2億円超3億円以下の課税対象額が45%、6億超の課税対象額が55%となり、ブラケット幅と税率に見直しが入った。したがって、財産額が大きくなるほど改正の影響が大きくなる。

1億以下の税率に変更はないが、②基礎控除額の大幅な引下げによって、改正前に比べて高い税率が適用される可能性がある。具体的には、これまでは「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」であった基礎控除額が「3,000万円+6,000万円×法定相続人の数」となり、現行と比較すると4割カットになる(図表3)。この影響で、相続税の納税義務が生じる相続人が大幅に増加すると考えられる。一次より二次相続のほうが相続税額が高くなりやすい

1

## 相続税・贈与税の改正内容とお客様への影響

花光慶尚 税理士・CFP®